

●香川県告示第517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川用水記念公園条例（平成9年香川県条例第3号）第2条第2項の規定に基づき、平成22年12月17日指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川用水記念公園	財団法人かがわ水と緑の財団 高松市東植田町字寺峰1210番地3	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで